### 令和6年度

### 償却資産(固定資産税)申告の手引

### 掛川市

市税務行政につきましては、日頃から格別のご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産(事業用資産)についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、令和6年1月1日現在所有している資産について、申告が必要です(地方税法第383条)。

つきましては、この手引を参照し、申告書を作成のうえ、期限までに申告してくださるようお願いします。

### 申告期限 令和6年1月31日(水)

申告書の提出期限は1月31日(水)ですが、事務処理の都合上、1月19日(金)までに各様式をご持参または郵送してくださるようご協力をお願いいたします。

### - 問合せ及び提出先

〒436-8650

静岡県掛川市長谷一丁目1番地の1

掛川市総務部資産税課家屋係
TEL<0537>21 - 1137



### 目次

I 償却資産とは・・・・・1~6ペー	ジ V 実地調査のお願い・・・・・14ペーシ
Ⅱ 償却資産の申告について・・7~9ペー	ジ VI 過年度への遡及について・・・・14ページ
Ⅲ 固定資産税(償却資産)の税額について・・9~10ペー	ジ Ⅷ よくあるご質問・・・・・14~15ペーシ
₩ 由告書類の作成方法・・・10~13ペー	ジ (周定資産税) 由生のチェックリスト・・15 ペード

### I 償却資産とは

固定資産税の対象となる償却資産とは、会社や個人の方が事業を営むために所有している、 土地及び家屋以外の有形の資産をいいます。ただし、自動車税及び軽自動車税の課税対象であ る自動車、軽自動車、原動機付自転車等は含まれません。

具体的には、構築物、機械・装置、船舶、航空機、車両・運搬具、工具・器具・備品等の資産をいいます。

### 1 資産の種類ごとの主な償却資産(例示)

資産の種類		主な償却資産の内容
第1種	構築物 (建物附属設備)	駐車場の舗装、屋上看板等の広告設備、門、塀、緑化施設等 建物附属設備 1 建物の所有者が取り付けた建物附属設備のうち、受変電設備、 中央監視制御装置、特定の生産又は業務用の設備等 2 テナントの方が賃借している家屋に施工した内装、造作、建築 設備(これらを特定附帯設備といいます。)(3~4ページ参照)
第2種	機械及び装置	工作機械・印刷機械等の各種産業用機械、駐車場機械装置等
第3種	船舶	遊覧船、ボート、はしけ等
第4種	航空機	飛行機、ヘリコプター等
第5種	車両及び運搬具	大型特殊自動車に該当するブルドーザー、クレーン車、フォークリフト等 (ナンバープレートの分類番号が「0」「00~09 及び 000~099」「9」「90~99 及び 900~999」)、台車等 ※自動車税・軽自動車税の対象になる乗用車、トラック等は対象外
第6種	工具·器具及び 備品	事務机、事務椅子、陳列ケース、テレビ、パーソナルコンピュータ、 プリンター、ルームエアコン、金庫、ゲーム機器等

### 2 申告の対象となる償却資産

申告の対象となる資産とは、土地及び家屋以外の有形の資産で、<u>所得税法又は法人税法の所</u> 得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

次のような資産も1月1日現在、事業の用に供することができる状態であれば、申告の対象 となります。

- (1) 償却済資産(減価償却が終わった資産)
- (2) 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- (3) 遊休資産(一時的に稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産)
- (4) 未稼働資産(既に完成しているが、未だ稼働していない資産)
- (5) 建設仮勘定で経理されている資産(最終的な金額が確定していない資産で、完成した部分が事業の用に供している資産)
- (6) 決算日以後、1月1日までの間に取得された資産
- (7) 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上個別に減価償却している資産 (2ページ<参考>参照)
- (8) 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の 5の規定の適用により即時償却した資産

(2ページ<参考>参照)

### 3 申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの
- (2) 無形固定資産(例:アプリケーションソフトウエア、特許権、実用新案権等)
- (3) 繰延資産
- (4) 平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
  - ① 耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの(一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの)
  - ② 取得価額が20万円未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却しているもの (本ページ<参考>参照)
- (5) 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は 所得税法第67条の2第1項に規定するリース(所有権移転外リース及び所有権移転リース) 資産で取得価額が20万円未満のもの

(本ページ<参考>参照)

### <参考> 少額の減価償却資産の取扱いについて

地方税法第341条第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、下記①~③に記載する資産 については、固定資産税(償却資産)の申告対象から除かれます。

### 〇=申告対象 X=申告対象外

O HANSON				
取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
① 一時に損金算入 (注1)	×			
② 3年で一括償却 (注2)	×	×		
③ リース資産 (注3)	×	×		
<ul><li>④ 中小企業等の少額資産特例 (注4)</li></ul>	0	0	0	
⑤ 個別に減価償却しているもの (注5)	0	0	0	0

- (注1)使用可能な期間が1年未満又は取得価額が10万円未満の資産で、取得した事業年度に損金経理を したときは、所得の計算上損金に算入すること。 (法人税法施行令第133条・所得税法施行令第138条)
- (注2) 取得価額が20万円未満の資産については、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことも選択できます。(法人税法施行令第133条の2第1項・所得税法施行令第139条第1項)
- (注3) 平成20年4月1日以降、法人税法第64条の2第1項・所得税法第67条の2第1項に規定するリース(所有権移転外リース及び所有権移転リース)資産で、取得価額20万円未満のものは課税対象になりません。
- (注4) 青色申告書を提出する中小企業等が、租税特別措置法第28条の2、第67条の5を適用して取得した30万円未満の資産は、損金算入(即時償却)が認められますが、固定資産税では課税対象になりますので償却資産の申告が必要です。
- (注5) 個人の方については、平成10年4月1日以後開始の事業年度に取得した10万円未満の資産はすべて必要経費となるため、個別に減価償却することはありません。

### 4 業種別の主な償却資産

償却資産を「業種」ごとに例示すると次のとおりです。()の数字は参考の耐用年数です。

業種	課税対象償却資産(例示)
各業種共通	太陽光発電設備(17)、駐車場設備(10)、受変電設備(15)、舗装路面(10 又は 15)、庭園(20)、コンクリート塀(15)、金属塀(10)、側溝(15)、外灯(10)、ネオンサイン(3)、広告塔(10 又は 20)、中央監視制御装置(18)、看板(10 又は 3)、簡易間仕切り(3)、応接セット(5 又は 8)、ロッカー(15)、キャビネット(15)、エアコン(6)、パソコン(4)、コピー機(5)、LAN設備(10)、レジスター(5)、POSシステム(5)、金庫(20)、その他

小売店	商品陳列ケース(6 又は 8)、陳列棚(6 又は 8)、自動販売機(5)、冷蔵庫(6)、 冷凍庫(4)、日除け(8 又は 15)、その他
飲食店	テーブル(5)、椅子(5)、厨房設備(8)、カラオケセット(5)、テレビ(5)、放送設備(6)、冷蔵庫、冷凍庫、その他
理容業、美容業	パーマ器(5)、消毒殺菌設備(5)、サインポール(3)、理・美容椅子(5)、洗面設備(5)、タオル蒸器(5)、その他
医 院 歯科医院	ベッド(8)、手術機器(5)、×線装置(6)、分娩台(5)、心電計(6)、歯科診察用ユニット(7)、電気血圧計(6)、各種事務機器、待合室用いす(8)、その他
駐車場事業	舗装路面、金属柵(10)、機械式駐車設備(10)、ターンテーブル(10)、駐車料金 自動計算装置(5)、その他
不動産貸付業 (共同住宅等)	受変電設備、中央監視制御装置、塀、緑化施設(20)、駐車場等の舗装、自転車置場(10)、下水道・浄化槽(15)、その他
工場	受変電設備、旋盤(10)、プレス機(10)、構内舗装(10 又は 15)、溶接機(10)、貯水設備(18)、福利厚生設備、その他
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台(2)、パチスロ台(3)、ゲームマシーン(3)、両替機(5)、玉貸機(5)、 カード発行機(5)、店内放送設備(6)、防犯監視設備(6)、内外装、その他
建設業	ブロックゲージ(5)、発電機(6)、ブルドーザー(6)、パワーショベル(6)、ミキサー(6)、大型特殊自動車(4)、 その他
自動車整備業ガソリン販売業	スチームクリーナー(15)、オートリフト(15)オイルチェンジャー(15)、洗車機(8)、コンプレッサー(15)、卓上ボール盤(15)、溶接機(15)、ガソリン計量器(8)、地下タンク(8)、照明設備(15)、独立キャノピー(8)、 その他
農業	ビニールハウス(8)、田植機(7)、稲刈機(7)、コンバイン(7)、トラクター(7)、 茶刈機(7)、茶管理機(7)、果樹だな(7)、噴霧器(7)、その他

### ※美術品等の申告について

平成27年1日1日以降に取得した美術品等については、国税上、時の経過によりその価値が減少しないことが明らかなものを除いて、取得価格が1点 100万円未満であるもの等が減価償却資産として取り扱われることになりました。そのため減価償却資産として取り扱う美術品等については、償却資産として市へ申告が必要です。

なお、1点100万円以上であっても価値減少が明らかなものについても申告の対象となります。

### 5 家屋と償却資産の区分

家屋(建物)には、電気設備、排水設備、衛生設備、空調設備等の建築設備が取り付けられていますが、固定資産税においてはそれらを家屋と償却に区分して評価します。

### (1) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備

① 建物附属設備の家屋と償却資産の区分(4ページ(3)の区分表を参照してください。) 自己所有家屋に取り付けた建物附属設備は、固定資産税の取扱い上、次により家屋と償 却資産とに区分して課税されます。 **償却資産とするもの・・・**単に移動を防止する程度に家屋に取り付けられたもの又は独立した機器としての性格の強いもの

家屋とするもの・・・・・家屋の所有者が所有し、家屋と構造上一体となって家屋の効 用を高める電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備、消火 設備、空調設備など

### ② 特定の生産又は業務用の設備等の取扱い

特定の生産活動を行うために必要な動力源、熱源、水処理、汚水処理、冷却、照明用として用いられる、ボイラー、動力配線・配管、コンセント、ガス配管、給排水配管、給排気設備、エアー配管、油配管、照明設備等及びその附属設備は、償却資産となります。

### (2) 賃借人等の方が取り付けた内装、造作、建築設備等の資産(特定附帯設備)

賃貸ビルなどを借り受けて事業をされている方(テナントの方)が自らの事業を営むために 取り付けた電気設備、ガス設備、給排水設備、衛生設備等や外壁、内壁、天井、床等の仕上げ 及び建具、配線・配管等のことを特定附帯設備といいます。

特定附帯設備は、地方税法第343条第10項及び掛川市税条例第61条第8項の規定により、 テナントの方が償却資産として申告してください。

### (3) 家屋と償却資産の区分表

主な設備等を例示すると、次のとおりです。

		設備等の内容 -		と設備等	等の所有関係	
設備等の	設備等の			場合	異なる場合	
種類 	分類			償却 資産	家屋	償却 資産
建築工事	内装·造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	$\circ$			0
	受変電設備、中央監視設備	設備一式		0		0
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		0		0
電気設備	照明器具設備	屋内設備一式	0			0
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		0		0
	実力プリロじで表記で用	上記以外の設備(エレベーター・空調設備用等)	0			0
	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		0		0
		屋内の配管等、高架水槽、受水槽、ポンプ等	0			0
給排水衛生	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器·湯沸器用)		0		0
設備		局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用等)、中央式給湯設備	0			0
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		0		0
		屋内の配管等	0			0
	空調設備	エアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備		0		0
   空調設備	三河政师	上記以外の設備	0			0
上	│換気設備 │	特定の生産又は業務用設備		0		0
		上記以外の設備	0			0
	ょまがきな件	工場用ベルトコンベア、垂直搬送機		0		0
その他の	運搬設備	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	0			0
設備等	厨房設備	飲食店・ホテル・百貨店等、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		0		0
	)別 <i>方</i> 設계  	上記以外の設備(給湯室のミニキッチン等)	0			0
外構工事	外構工事	工事一式 (舗装・門・塀・緑化設備等)		0		0

### 6 国税との主な違い

固定資産税(償却資産)と国税では取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項目	固定資産税(償却資産)の取扱い	国税(法人税・所得税)の取扱い
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度
減価償却の方法	一般の資産は定率法を適用(固定 資産評価基準に定められた減価 率を用いる) ※ 法人税法等の旧定率法で用い る減価率と同様。	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 (建物については旧定額法) 【平成19年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 (建物並びに平成28年4月1日以 後取得する建物附属設備及び構築 物ついては定額法)
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。 (注1)	認められます。
特別償却·割増償却	認められません。	認められます。(租税特別措置法)
増加償却	認められます。	認められます。(法人税法・所得税法)
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額(1円)まで
改良費 (資本的支出)	区分評価 (改良を加えられた資産と改良 費を区分して評価) (注2)	原則区分評価
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満 又は取得価額が10万円未 満の資産)	一時の損金又は必要な経費に算 入したものは課税対象外 (注3)	一時の損金算入が可能又は必要な 経費に算入するものとする (法人税法施行令第133条又は所得税法施 行令第138条)
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の 減価償却資産)	3年間で損金又は必要な経費に 算入したものは課税対象外 (注4)	3年間で損金又は必要な経費に算入が可能 (法人税法施行令第133条の2又は所得税 法施行令第139条)
即時償却資産 (中小企業者等の方が租税特 別措置法を適用して取得され た10万円以上30万円未満の減 価償却資産)	課税対象になります。 (注5)	取得価額に相当する金額を損金又は必要な経費に算入が可能 (租税特別措置法第28条の2又は同法第67条の5)

- (注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。
- (注2) 平成19年度税制改正により、国税における改良費の取扱いは変わりましたが、固定資産税(償却資産)における取扱いには変更はありません。
- (注3) 法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税 (償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してく ださい。
- (注4) 法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定 資産税(償却資産)の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告 してください。
- (注5) 中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方等が、平成15年4月1日から令和6年3月31日までの間に30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます(平成18年4月1日以降は上限300万円まで)。ただし、取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産

となります。

固定資産税(償却資産)上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

### 7 リース資産について

原則としてリース会社等(貸主)が納税義務者となりますが、契約の内容によっては異なる場合がありますのでご注意ください。

リース契約内容	申告する人
通常の賃貸借契約によるリース (所有権移転外ファイナンス・リース等)	貸主
売買にあたるようなリース (所有権留保付売買として扱うリース)	借主

※ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、 平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うも のとされましたが、固定資産税(償却資産)においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主(所有 者)が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税 法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際 における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

### 8 大型特殊自動車について

下記の表に記載されている要件に該当する車両は「大型特殊自動車」となります。主に建設等のための機械として車輪や無限軌道等をもって陸上を移動することが可能となっていますが、自動車税の課税客体ではなく償却資産(固定資産税)の対象となります。

【道路運送車両法施行規則第2条別表第1より抜粋】

種類	自動車の構造等	大型特殊自動車の要件 ※1
建設等用	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリヤ、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	下記の要件を一つでも満たすもの ①自動車の長さ 4.7mを超えるもの ②自動車の幅 1.7mを超えるもの ③自動車の高さ 2.8mを超えるもの ④最高速度 15km/h を超えるもの
農耕作業用(乗用)	農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業 車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業 用自動車 ※2	最高速度 35km/h 以上のもの ※車両サイズ・排気量の基準なし
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	左記のものはすべて対象

- ※1 上記の大型特殊自動車の要件に該当しないものは「小型特殊自動車」となり、公道での走行 の有無に関わらず軽自動車税(種別割)の対象になります。市税課で標識の交付を受けてくだ さい。
- ※2 農耕作業用の乗用でないもの(歩行型農作業機等)で事業用資産の場合は、償却資産(固定 資産税)の対象になります。

### Ⅱ 償却資産の申告について

### 1 申告していただく方

令和6年1月1日現在、掛川市内で工場や商店を経営していたり、駐車場やアパートを貸し付けているなど、事業を営んでいる個人又は法人の方は、賦課期日(1月1日)現在での償却資産の所有状況の申告が必要です。(地方税法第383条)

また、申告書が送られてきた方で、<u>資産に異動がない方、償却資産をお持ちでない方、廃業・</u> 転出等により掛川市内の償却資産がなくなった方も、備考欄に必要事項を記入の上、提出してくだ さい。

申告方式は次の2つです。

### ア 一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式で、評価額等の計算は、資産税課で行います。

### イ 電算処理方式

賦課期日(1月1日)現在所有している全ての資産について、事業者側で評価額等を計算 したうえで申告していただく方式です。

※いずれも、前年中に資産の増加及び減少がない場合でも、申告書の提出が必要です。

### 2 申告をされない場合、虚偽の申告をされた場合

正当な理由がなく申告をされなかった場合には、地方税法第386条及び掛川市税条例第87条の規定により、10万円以下の過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。

### 3 提出書類

- (1) 償却資産申告書
- (2) 種類別明細書
- ※一般方式で申告され、前年中に資産の増加・減少がない場合、「種類別明細書」の提出は不要です。
- ※電算方式で申告される場合、「償却資産申告書」と「種類別明細書」に評価額、課税標準額等 を記載してください。

### 4 マイナンバー (個人番号)、法人番号の記載

マイナンバーを記載した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認(番号確認、 身元確認及び代理権確認)を実施いたします。申告の際は、以下の確認書類を提示してください。 ただし、マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、 本人確認資料の不備等により本人確認ができない場合、申告書への個人番号の記載はないものとして て受理いたしますので、予めご了承ください。

なお、法人番号を記載した申告書を提出いただく場合や eLTAX (電子申告) による申告の場合には、本人確認資料の提示・添付は不要です。

本人が申告書を	番号 確認資料 (いずれか1種類)	マイナンバーカード※1 (裏面)、通知カード※2、 住民票(個人番号が記載されたもの)等
提出する場合	身元 確認資料 (いずれか1種類)	マイナンバーカード※1 (表面)、運転免許証、旅券等
	<u>本人</u> の番号 確認資料 (いずれか1種類)	本人のマイナンバーカード※1(裏面)の写し、本人の通知カード※2 の写し、本人の住民票(個人番号が記載されたもの)の写し 等
代理人が申告書 を提出する場合	代理人の身元 確認資料 (いずれか1種類)	代理人のマイナンバーカード※1 (表面)、 代理人の運転免許証、代理人の税理士証票 等
	代理権 確認資料 (いずれか1種類)	税務代理権限証書、委任状等

- ※1 本人が申告書を提出する場合、マイナンバーカードは番号確認及び身元確認の両方の資料確認となります。
- ※2 通知カードについては、令和2年5月25日に廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載事項と 一致している場合は、番号確認資料として引き続きご利用いただけます。
- ※ 郵送の場合は写しを提出してください。

### 5 固定資産税の軽減措置等

地方税法及び条例の規定により固定資産税が軽減される場合があります。

次に掲げる項目に該当する資産を所有されている方は、必要書類を添えて申告(申請)してください。添付書類等の詳細については、資産税課までお問い合わせください。

### (1) 非課税

地方税法第348条及び同法附則第14条に定める資産については非課税となります。

### (2) 課税標準の特例

地方税法第349条の3、同法附則第15条、15条の2及び15条の3に定める資産については、課税標準の特例が適用され、税負担の軽減が図られています。

課税標準の特例を例示すると次のとおりです。特例資産は、政令・総務省令により範囲が制限されており、また地方税法の改正により適用資産、期限等が変更されることがあります。

### 【課税標準の特例の対象となる償却資産の例】(一部抜粋)

特例対象資産	根拠規定	取得時期	特例割合	添付書類
公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処 理施設	地方税法附則第 15条第2項第1 号	R2. 4. 1 ~ R6. 3. 31 (注 1)	課税標準額を2分の1に軽減	汚水又は廃液の処理施 設の設備であることが わかる書類
再生可能エネルギー事業者支援事業費に 係る補助を受けて設置された太陽光発電 設備 ※固定価格買取制度の対象となる太陽光 発電設備を除く	地方税法附則第 15条第25項第 1号、同項第2 号	R2. 4. 1 ~ R6. 3. 31 (注 1)	・出力 1,000kw 未満の場合 3年間、課税標準額を3分 の2に軽減 ・出力 1,000kw 以上の場合 3年間、課税標準額を4分 の3に軽減	再生可能エネルギー事 業者支援事業費に係る 補助を受けて取得した 資産であることがわか る書類
再生可能エネルギー発電設備(風力)	地方税法附則第 15 条第 25 項第 1 号、同項第 2 号	R2. 4. 1 ~ R6. 3. 31 (注 1)	・出力 20kw 以上の場合 3年間、課税標準額を3分 の2に軽減 ・出力 20kw 未満の場合 3年間、課税標準額を4分 の3に軽減	再生可能エネルギー発 電設備の認定通知書の 写し(経済産業省発行)

(注1) 令和2年3月31日までに取得された資産については、従来どおり旧地方税法附則の規定に基づき特例が適用されます。

特例対象資産	根拠規定	取得時期	特例割合	添付書類
掛川市から認定を受けた先端設備導入計画(生産性向上特別措置法に基づき、市が作成した導入促進基本計画に適合すると認められた計画)に基づき新たに取得した先端設備等に該当する設備[全てに該当する資産を対象]・生産性が年平均1%以上向上機械及び装置・1台あたり160万円以上・販売開始から10年以内測定工具及び検査工具・1台あたり30万円以上・販売開始から5年以内器具備品・1台あたり30万円以上・販売開始から6年以内建物附属設備・1台あたり60万円以上・販売開始から14年以内構築物・1台あたり120万円以上・販売開始から14年以内	旧地方税法附則第64条	H30.6.29 R5.3.31 ※先端設備 等 認 設 し に 限 る に 限 る	3年間、課税標準額を 零(O)に軽減	先端設備導入計画の申 請書及び認定書の写し 工業会等による仕様等 証明書の写し
掛川市から認定を受けた先端設備等導入計画(中小企業等経営強化法に基づき、市が作成した導入促進基本計画に適合すると認められた計画)に基づき新たに取得した先端設備等に該当する設備[対象設備]・生産性が年平均3%以上向上・年平均の投資利益率が5%以上機械及び装置・1台あたり160万円以上測定工具及び検査工具・1台あたり30万円以上器具備品・1台あたり30万円以上建物附属設備・1台あたり60万円以上	地方税法附則第15条第45項	R5.4.1 ~ R7.3.31 ※先導入後 等認 で に 限る	・賃上げ表明無しの場合 3年間、課税標準額を 2分の1に軽減 ・賃上げ表明有りの場合 4又は5年間、課税標 準額を3分の1に軽減	先端設備等導入計画の 申請書及び認定書の写し 認定経営革新等支援機 関の事前確認書及び投 資計画に関する確認書 の写し 従業員へ賃上げ方針を 表明したことを証する 書面の写し

### Ⅲ 固定資産税(償却資産)の税額について

1 評価額の計算方法

申告していただいた資産を1件ずつ資産の取得時期、取得価額及び耐用年数を基本にして計算し評価額を算出します。

ア 前年中に取得のもの

評価額 = 取得価額 × 前年中取得のものの減価残存率

イ 前年前に取得のもの

評価額 = 前年度評価額 × 前年前取得のものの減価残存率

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。

[例えば] 取得価額250,000円、取得時期令和5年5月、耐用年数4年のパソコンの場合 耐用年数4年の減価残存率:前年中の取得のもの…0.781 前年前の取得のもの…0.562

令和6年度 = 250,000円 × 0.781= 195,250円

令和 7 年度 = 195,250円 × 0.562= 109,730円

令和8年度 = 109,730円 × 0.562= 61,668円

令和9年度 = 61,668円 × 0.562= 34,657円

令和10年度 = 34,657円 × 0.562= 19,477円

令和11年度 = 19,477円 × 0.562= 10,946円 < 12,500円

※ 算出額が取得価額の5%(12,500円)より小さくなるため、以降12,500円で評価されます。

### 2 減価残存率表 【固定資産評価基準・別表第15「耐用年数に応ずる減価率表」より作成】

耐用	減価率	減価残存率		耐用	減価率	減価残存率	
		前年中取	前年前取	נדל נינווו	/吼川川 <del>(半</del>	前年中取	前年前取
年数	r	得のもの	得のもの	年数	r	得のもの	得のもの
		(1-r/2)	(1-r)			(1-r/2)	(1-r)
<del>-</del>				16年	0. 134	0. 933	0. 866
2年	0. 684	0. 658	0. 316	17年	0. 127	0. 936	0. 873
3年	0. 536	0. 732	0. 464	18年	0. 120	0. 940	0. 880
4年	0. 438	0. 781	0. 562	19年	0. 114	0. 943	0. 886
5年	0. 369	0. 815	0. 631	20年	0. 109	0. 945	0. 891
6年	0. 319	0. 840	0. 681	21年	0. 104	0. 948	0. 896
7年	0. 280	0. 860	0. 720	22年	0. 099	0. 950	0. 901
8年	0. 250	0. 875	0. 750	23年	0. 095	0. 952	0. 905
9年	0. 226	0. 887	0. 774	24年	0. 092	0. 954	0. 908
10年	0. 206	0. 897	0. 794	25年	0. 088	0. 956	0. 912
11年	0. 189	0. 905	0. 811	26年	0. 085	0. 957	0. 915
12年	0. 175	0. 912	0. 825	27年	0. 082	0. 959	0. 918
13年	0. 162	0. 919	0. 838	28年	0. 079	0. 960	0. 921
14年	0. 152	0. 924	0. 848	29年	0. 076	0. 962	0. 924
15年	0. 142	0. 929	0. 858	30年	0. 074	0. 963	0. 926

### 3 価格の決定

取得価額を基礎として、取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価し、3月31日までに市長が価格(評価額)を決定します。なお、償却資産の価格等を決定すると、償却資産課税台帳に登録します。この価格に不服のある方は、公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3か月を経過する日までの間、審査の申出をすることができます。

### 4 税額の計算方法

税 額 (100円未満切り捨て) = 課税標準額※ × 税率(1.4%)

※課税標準額とは掛川市に所在する資産の価格の合計です(1,000円未満切り捨て)。

※課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。

### Ⅳ 申告書類の作成方法

1 申告書の提出には便利な電子申告(eLTAX)をご利用ください

インターネットを利用した電子申告システム「エルタックス」では、郵送する手間や市の窓口へ行く必要がなく、自宅やオフィスのパソコンから申告書が提出できます。



### eLTAXのご利用開始・利用方法は、ヘルプデスクまでお問い合わせください

〇ホームページ:https://www.eltax.lta.go.jp (地方税共同機構)

○電話:0570-081459(ハイシンコク)全国一律料金で掛けられるナビダイヤル対応

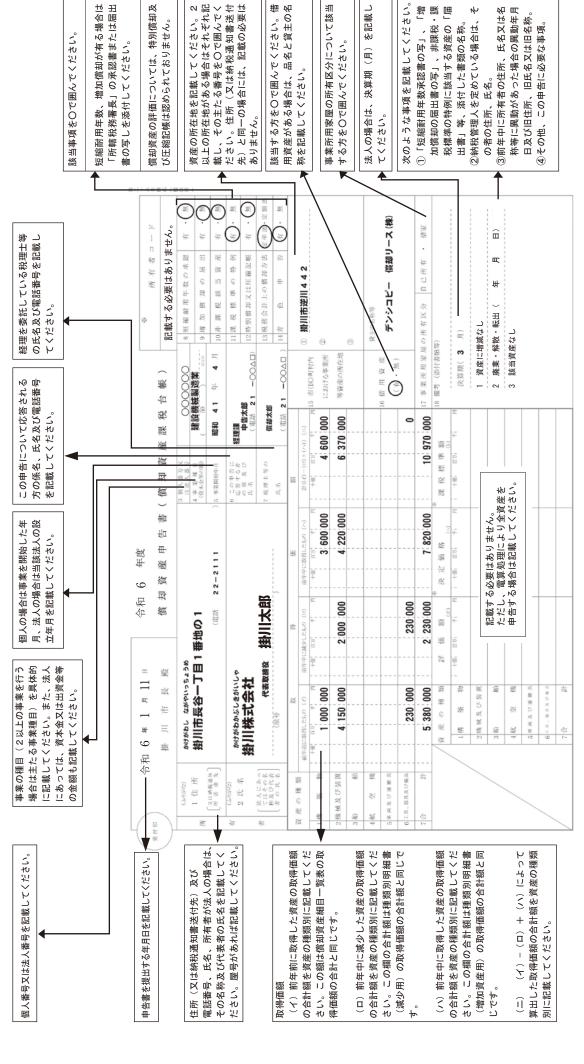
上記番号がつながらない場合は 03-5521-0019

受付時間 9:00~17:00 (土・日曜祝日、年末年始 12/29~1/3 は除く)

※ 申告データ等の作成に係わる具体的な操作方法についても、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

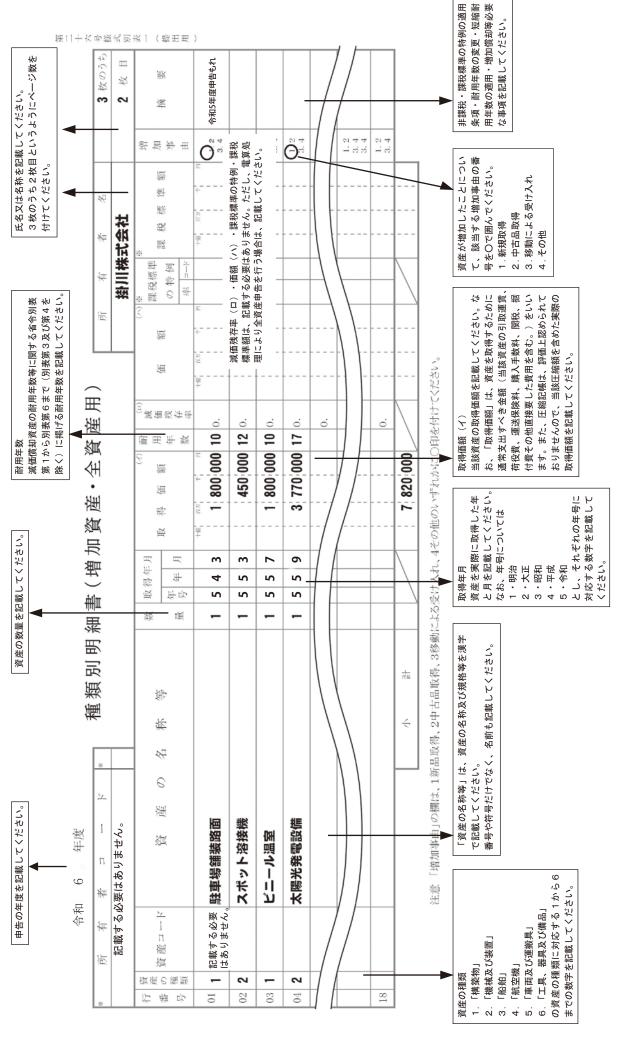
### 2 申告書の記載要領

次の償却資産申告事例により記入してください。



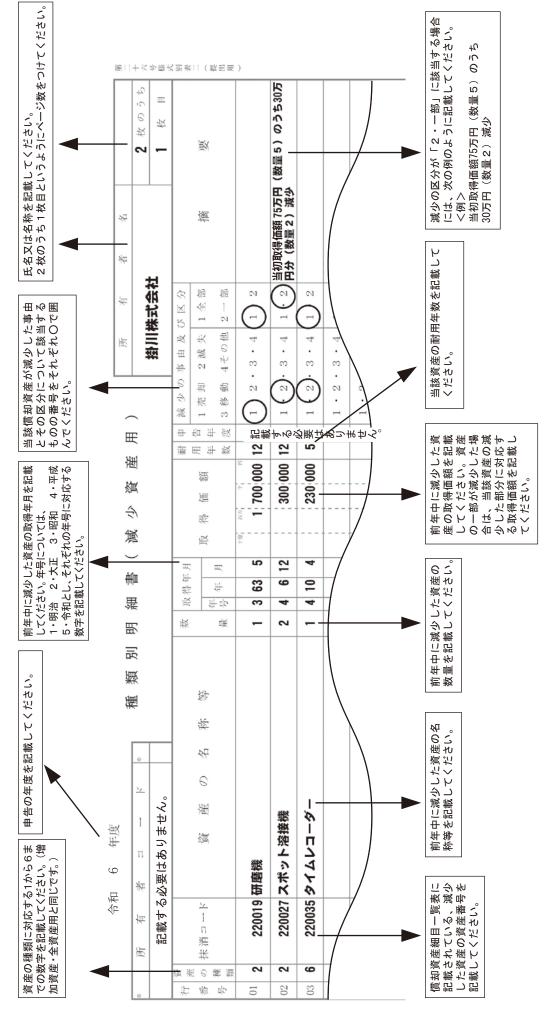
# 3 種類別明細書(増加資産・全資産用)の記載要領

申告済の方は増加した資産のみ記載してください。 初めて申告される方は、所有している全資産を、



## 4 種類別明細書(減少資産用)の記載要領

合のうえ記載してください。 覧表の内容と照 Ш 同封の償却資産細 前年中減少した資産については、



### V 実地調査のお願い

本市では、申告書の受付後、申告内容を確認するため、地方税法第353条(質問検査権)及び第408条(実地調査)に基づいて実地調査を行っています。その際、電話での問い合わせや国税申告書の添付書類(減価償却資産明細書、固定資産台帳等)の提出をお願いすることがありますので、ご協力ください。

### VI 過年度への遡及について

申告漏れ等の場合の課税に際しては、申告していただいた年度だけでなく、5年を限度として資産を取得された年の翌年度まで遡及することになりますのでご注意ください。

なお、過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は1回で、納付書でのお支払いとなりますので、ご留意ください。

### Ⅲ よくあるご質問

- Q1 申告書が送られてこない人は申告をしなくてもよいのですか?
- **A1** 申告書が届かなくても、掛川市内に事業用資産をお持ちの法人及び個人は、必ず申告しなければなりません。

申告書は市ホームページからダウンロードできますので、ぜひご利用ください。 (HOME>くらし・行政情報>申請書ダウンロード>税金>固定資産税・都市計画税に関する各種申告書)

- Q2 税務署に確定申告をしていますが、掛川市に申告する必要がありますか?
- **A 2** 確定申告は、国税の計算を行うために申告するもので、償却資産(固定資産税)の申告は、 市税の固定資産税の計算を行うために申告するものです。それぞれの内容に応じて申告して いただく必要があります。
- Q3 資産の増減や異動がなく、昨年と同じ申告内容でも申告は必要ですか?
- **A3** 申告は必要です。申告書の右下の「18備考」欄の「1資産に増減なし」を○で囲んでくだ さい。
- **Q4** 中古資産を取得した場合、申告時の耐用年数はどのようにしたらよいですか?
- **A 4** 耐用年数は、原則として法定耐用年数によりますが、中古資産を取得した場合、残りの使用可能期間を見積り、これを耐用年数とすることができます。

その場合については、その「見積耐用年数」で申告していただくことになります。なお、 見積が困難な場合は、次の簡便法によって求めることができます。

(イ)法定耐用年数の全部を経過した中古資産

残存耐用年数 = 法定耐用年数 × 20%

(ロ)法定耐用年数の一部を経過した中古資産

残存耐用年数 = (法定耐用年数 - 経過年数) + 経過年数 × 20%

※計算の結果1年未満の端数があるときは切り捨て、2年に満たないときは、2年とします。

### Q5 取得価額に消費税は含めるべきでしょうか?

A5 税務会計上で採用している経理方式により異なります。所得税及び法人税で税抜経理方式 を採用している場合には消費税額を含まない金額が取得価額となり、税込経理方式を採用 している場合には消費税額を含んだ金額が取得価額となります。

### V

VIII	償却資産(固定資産税)申告のチェックリスト						
E	申告書を提出する前に確認してください。						
1	申告書、種類別明細書の内容に記載漏れ、誤りはありませんか?						
【申告書】							
	□ 住所、氏名、連絡先、税理士等の氏名、資産の所在地						
	□ 個人番号又は法人番号						
	□ 「前年前に取得したもの(イ)」の取得価額(昨年の申告と同額か)						
【種類別明細書】							
	□ 資産の種類、資産の名称等、取得年月、取得価額、耐用年数						
	□ 増加事由(1から4までのいずれかを○で囲む)						
	□ 過年度申告もれ資産 (摘要欄に「過年度申告もれ」と記載)						
2	申告が必要な資産が漏れていませんか?						
	□ 令和6年1月1日現在、事業の用に供することができる資産						
	□ 簿外資産、減価償却を終えた資産であっても事業の用に供することができる資産						
	□ 遊休、未稼働資産であっても事業の用に供することができる資産						
	□ 改良費(償却資産の価値を高める費用は、元の資産と別に申告する必要があります)						
	□ 中小企業等が取得した価額30万円未満の特例制度適用資産(損金算入又は即時償却した資産)						
3	以下の資産が含まれていませんか?(申告対象外の資産)						
	□ 家屋 (本体及び家屋と一体で家屋の効用を高める資産)						
	□ 無形減価償却資産 (加入権、営業権等の権利、ソフトウェア等)						
	□ 自動車、軽自動車、小型特殊自動車 (ナンバープレートを取得していない場合も含む)						
	□ 取得価額が10万円未満で一時損金(必要な経費)に算入した資産						
	□ 取得価額が20万円未満で3年間で一括償却する資産						
Ж	電算処理による申告の方は、以下も確認してください。						
	□ 評価額は最低限度額(取得価格の5%)を下回っていませんか?						
	□ 評価額は耐用年数に応じる減価率表 (旧定率法と同じ) で算出していますか?						
	□ 前年取得分の評価額は「半年償却」で算出していますか?						

償却資産について、詳しくはホームページをご覧ください。

償却資産申告書等のダウンロードについて 電子申告(エルタックス)について

『掛川 償却 申告』 ▶ 検索 『掛川 償却 エル』 夕検索